平成２８年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画

平成２８年１１月２５日
自　　動　　車　　局

「平成２８年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

本年は、平成２８年１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、６月３日に軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた再発防止策について、実施可能なものから速やかに実施しているところである。これらを踏まえ、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、本年度の自動車交通における輸送の安全に関する状況等を勘案して、自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

１．期間

平成２８年１２月１０日（土）～平成２９年１月１０日（火）

２．点検事項

（１）自動車局重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

①　軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
②　健康管理体制の状況（※）
③　運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
④　運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況

（２）自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

①　点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）及び車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況
②　コンテナ輸送における安全対策の実施状況
③　バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
④　自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況（※）
⑤　テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発

生を想定した訓練の実施状況（※）
⑥　新型インフルエンザ等対策の実施状況（※）

３．実施にあたっての留意事項

（１）実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、当該実施計画及び別紙の安全総点検実施項目に基づき各地方の実情を勘案して、地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局及び運輸支局（以下、「地方運輸局等」という。）において実施細目を定めるものとする。

（２）事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び安全総点検実施項目を示し、総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の主旨を理解していない事業者が増加していることから、研修や講習会、監査、貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者への総点検の周知徹底を図るとともに、貸切バス事業者に対しては運行管理制度等の改正や行政処分基準、運行管理者資格者証の返納命令基準が強化されたことについても同様に周知するものとする。

①　総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項について、早期に適切な措置を行うこと。
②　重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
③　総点検の結果を所管地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）あてに報告すること。（様式１）

（３）地方運輸局等による事業者における点検事項実施状況の点検（様式２）

①　地方運輸局等による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下、「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、地方運輸局等において適宜実施するものとする。

②　立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
③　事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
④　「２．点検事項」に係る点検実施状況は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえつつ、更なる点検を行うよう努めるものとする。

（４）地方運輸局等による街頭の検査等

①街頭車両検査等については、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上、必要な指導及び処分を行うものとする。

②一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対しては、街頭監査を実施し、特に夜間に運行する一般貸切旅客自動車運送事業者及び訪日外国人観光客を輸送する一般貸切旅客自動車運送事業者について、乗客等の安全確保状況を確認するものとする。

（５）本省による事業者における点検実施状況の点検

本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は「３（３）①、②、③」と同様とする。

（６）地方運輸局等における自己点検

地方運輸局等においては、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するとともに、本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等における点検について指導するものとする。

４．本省への報告

地方運輸局等（運輸支局を除く。）は、事業者からの報告をまとめ、総点検の結果及びこれらに対する所見、総点検期間中における事故等の発生状況並びに総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等について、平成２９年２月１７日（金）までに本省自動車局安全政策課長（自動車交通関係に限る。（様式３））、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官あてにそれぞれ報告するものとする（期限厳守）。

５．その他

（１）実施期間外の安全総点検の実施

①　地方運輸局等は、各地方の実情を勘案して実施期間外に安全総点検を実施する必要があると判断した場合には、当実施計画を準用して実施できるものとする。

②　地方運輸局等は、上記①による総点検を実施する場合には、事前にその旨を本省自動車局安全政策課、総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官の各担当者まで連絡するものとする。

（２）点検概要の公表

地方運輸局等は、総点検において行った点検の概要について、ホームページへの掲載等により、公開に努めるものとする。